

リスク負担表

項目	内容等	負担者	
		大阪市	運営事業者 (賃借人)
物価変動等	賃料・人件費・物品費・その他必要経費等における物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	施設の管理及び運営を行ううえで、周辺地域・住民及び施設利用者からの反対・訴訟・要望（苦情を含む）への対応		○
法令の変更	施設の管理及び運営に影響を及ぼす法令変更		○
	運営事業者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設の管理及び運営に影響を及ぼす税制変更		○
	一般的な税制変更		○
事業の中断及び変更 又は中止（廃止を含む）	政治的又は行政的理由から、施設管理及び運営等の継続に支障が生じた場合、又は変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費	○	
	施設保全の責務を怠ったことにより生じる施設修繕・改修による事業中断		○
	経年劣化による施設改補修（本市負担分に限る）に伴う事業中断		協議による
	感染症による不可抗力に伴う事業中断		
	上記感染症による場合以外の不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他大阪市又は賃借人兼管理運営受託人のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う事業履行不能		○
	上記「感染症以外による不可抗力」の場合による、施設・設備の修復等の経費	○	
書類の誤り	公募実施要領など本市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書など事業者提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延【事業者（賃借人）⇒業者】によって生じた事由		○
施設・設備の修繕	運営事業者（賃借人）の瑕疵による修繕		○
	経年劣化等によるもので施設維持に必要なランニング補修（年間1億円以上（消費税及び地方消費税を含む）の修繕を実施すること） ※ 第三者の行為によるもので、相手方を特定できない修繕を含む。		○
	施設改修計画に基づくもので、本市が予算の範囲内で実施するもの（上記以外のもの）	○	
資料等の損傷	賃借人たる立場として注意義務を怠ったものによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		○
	上記以外において、施設運営に影響を及ぼすもの		○
第三者への賠償	賃借人たる立場で、第三者への安全配慮又は注意義務を怠ったことによるもの		○
	施設管理の義務を負う賃借人たる立場で、施設の安全管理及び把握を怠ったことによるもの		○
	上記以外によるもの	○	
セキュリティ	施設運営にかかる情報漏洩、犯罪の発生		○
事業終了時の費用	賃貸借期間が終了した場合又は期間途中において、事業を中止又は廃止した場合における事業者の撤収費用		○